

照古苑ひまわりホームショートステイ料金表 1割負担

下記の料金表に従い、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と食事に係わる標準自己負担額の合計金額をお支払い頂きます。(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります)

入所者のサービス額(日額:円)

	算定項目	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1.サービス利用に係る自己負担額	ユニット型個室	514円	638円	684円	751円	824円	892円	959円
2.食費に係る自己負担額(保険外)	利用者負担額 第1段階	300円						
	利用者負担額 第2段階	390円						
	利用者負担額 第3段階	650円						
	上記以外の方	1,392円						
3.居住費に係る自己負担額(保険外)	利用者負担額 第1段階	820円						
	利用者負担額 第2段階	820円						
	利用者負担額 第3段階	1,310円						
	上記以外の方	2,006円						

介護保険負担限度額認定証を交付された方(1段階から3段階の方)については、認定証に記載された食費・居住費の額をお支払いして頂きます。それ以外の方は負担軽減の対象外の食費・居住費をお支払いして頂きます。

4.加算	療養食加算	8円/回							
	★サービス提供体制加算	18円							
	夜勤職員配置加算			13円					
	看護体制加算(Ⅰ)	4円							
	看護体制加算(Ⅱ)	8円							
	★機能訓練体制加算	12円							
	若年性認知症入所者受入れ加算	120円							
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円							
	緊急短期入所受入加算	90円							
	送迎費(1回片道)	184円							
	★介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	算定した単位数(ユニット型個室費と①と②を足した加算分)の1000分の83に相当する単位数。 ※加算が追加になる場合は単位数も変わります							
		45	55	59	65	71	77	82	
★介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	算定した単位数(ユニット型個室費と①と②を足した加算分)の1000分の27に相当する単位数。 ※加算が追加になる場合は単位数も変わります								
	15	18	19	21	23	25	27		

★印がついている加算を頂いています(令和元年10月1日現在)。 ※加算に関しましては、算定項目の内容によって変動します。

5.自己負担合計		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
(ユニット型個室)	第1段階	1,724	1,861	1,912	1,987	2,068	2,144	2,218
	第2段階	1,814	1,951	2,002	2,077	2,158	2,234	2,308
	第3段階	2,564	2,701	2,752	2,827	2,908	2,984	3,058
	上記以外の方	4,002	4,139	4,190	4,265	4,346	4,422	4,496

*1日で計算。送迎費は含みません。

(料金に加算される金額:その他介護サービス加算の内訳)

サービス提供体制強化加算

- * 介護福祉士が60%以上確保されていること。

夜勤職員配置加算

- * 夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1人以上上回っていること。

看護体制加算Ⅰ

- * 常勤の看護師を1名以上配置していること

看護体制加算Ⅱ

- * ①看護職員を常勤換算方法で入所者数が25 又はその端数を増すごとに1名以上配置していること、
- * ②最低基準を1人以上上回って看護職員を配置していること、
- * ③当該施設の看護職員により、又は病院・診療所・訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間の連絡体制を確保していること。

機能訓練体制加算

- * 機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置した場合。

療養食加算

- * 医師の指示に基づく腎臓病食や糖尿食等の治療食の提供が行なった場合に加算されます。(上限3回/日)

若年性認知症入所者受入加算

- * 若年性認知症者を受け入れサービスを提供した場合。

認知症行動・心理症状緊急対応加算

- * 認知症の行動、心理症状が認められ意思が緊急にショートステイが必要だと判断し、利用開始から7日間算定。

緊急短期入所受入加算

- * 居宅サービス計画にショートステイの利用の計画が無く、介護者の疾病等やむを得ない理由により緊急にサービスを利用された場合。

送迎加算

- * 送迎を行なった場合。(片道)

※利用者負担額について

(第1段階とは)

- 1.世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方。
- 2.生活保護の方

(第2段階とは)

- 1.世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方。

(第3段階とは)

- 1.世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担第2段階に該当しない方。

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

- * 算定した単位数の1000分の83に相当する単位数

介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)

- * 算定した単位数の1000分の27に相当する単位数

照古苑ひまわりホームショートステイ料金表 2割負担

下記の料金表に従い、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と食事に係わる標準自己負担額の合計金額をお支払い頂きます。(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります)

入所者のサービス額(日額:円)

算定項目		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1.サービス利用に係る自己負担額	ユニット型個室	1,028円	1,276円	1,368円	1,502円	1,648円	1,784円	1,918円
2.食費に係る自己負担額(保険外)	利用者負担額 第1段階							
	利用者負担額 第2段階							
	利用者負担額 第3段階							
	上記以外の方	1,392円						
3.居住費に係る自己負担額(保険外)	利用者負担額 第1段階							
	利用者負担額 第2段階							
	利用者負担額 第3段階							
	上記以外の方	2,006円						

介護保険負担限度額認定証を交付された方(1段階から3段階の方)については、認定証に記載された食費・居住費の額をお支払いして頂きます。それ以外の方は負担軽減の対象外の食費・居住費をお支払いして頂きます。

4.加算	療養食加算	16円/回							
	★サービス提供体制加算	36円							
	夜勤職員配置加算								26円
	看護体制加算(Ⅰ)	8円							
	看護体制加算(Ⅱ)	16円							
	★機能訓練体制加算	24円							
	若年性認知症入所者受入れ加算	240円							
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	400円							
	緊急短期入所受入加算	180円							
	送迎費(1回片道)	368円							
	★介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	算定した単位数(ユニット型個室費と①と②を足した加算分)の1000分の83に相当する単位数。 ※加算が追加になる場合は単位数も変わります							
		90	110	118	130	142	154	164	
★介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	算定した単位数(ユニット型個室費と①と②を足した加算分)の1000分の27に相当する単位数。 ※加算が追加になる場合は単位数も変わります								
	30	36	38	42	46	50	54		

★印がついている加算を頂いています(令和元年10月1日現在)。 ※加算に関しましては、算定項目の内容によって変動します。

5.自己負担合計		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
(ユニット型個室)	第1段階							
	第2段階							
	第3段階							
	上記以外の方	4,606	4,880	4,982	5,132	5,294	5,446	5,594

*1日で計算。送迎費は含みません。

(料金に加算される金額:その他介護サービス加算の内訳)

サービス提供体制強化加算

- * 介護福祉士が60%以上確保されていること。

夜勤職員配置加算

- * 夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1人以上上回っていること。

看護体制加算Ⅰ

- * 常勤の看護師を1名以上配置していること

看護体制加算Ⅱ

- * ①看護職員を常勤換算方法で入所者数が25 又はその端数を増すごとに1名以上配置していること、
- * ②最低基準を1人以上上回って看護職員を配置していること、
- * ③当該施設の看護職員により、又は病院・診療所・訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間の連絡体制を確保していること。

機能訓練体制加算

- * 機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置した場合。

療養食加算

- * 医師の指示に基づく腎臓病食や糖尿食等の治療食の提供が行なった場合に加算されます。(上限3回/日)

若年性認知症入所者受入加算

- * 若年性認知症者を受け入れサービスを提供した場合。

認知症行動・心理症状緊急対応加算

- * 認知症の行動、心理症状が認められ意思が緊急にショートステイが必要だと判断し、利用開始から7日間算定。

緊急短期入所受入加算

- * 居宅サービス計画にショートステイの利用の計画が無く、介護者の疾病等やむを得ない理由により緊急にサービスを利用された場合。

送迎加算

- * 送迎を行なった場合。(片道)

※利用者負担額について

(第1段階とは)

- 1.世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方。2.生活保護の方

(第2段階とは)

- 1.世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方。

(第3段階とは)

- 1.世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担第2段階に該当しない方。

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

- * 算定した単位数の1000分の83に相当する単位数

介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)

- * 算定した単位数の1000分の27に相当する単位数

照古苑ひまわりホームショートステイ料金表 3割負担

下記の料金表に従い、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と食事に係わる標準自己負担額の合計金額をお支払い頂きます。(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります)

入所者のサービス額(日額:円)

算定項目		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1.サービス利用に係る自己負担額	ユニット型個室	1,542円	1,914円	2,052円	2,253円	2,472円	2,676円	2,877円
2.食費に係る自己負担額(保険外)	利用者負担額 第1段階							
	利用者負担額 第2段階							
	利用者負担額 第3段階							
	上記以外の方	1,392円						
3.居住費に係る自己負担額(保険外)	利用者負担額 第1段階							
	利用者負担額 第2段階							
	利用者負担額 第3段階							
	上記以外の方	2,006円						

介護保険負担限度額認定証を交付された方(1段階から3段階の方)については、認定証に記載された食費・居住費の額をお支払いして頂きます。それ以外の方は負担軽減の対象外の食費・居住費をお支払いして頂きます。

4.加算	療養食加算	24円/回							
	★サービス提供体制加算	54円							
	夜勤職員配置加算								39円
	看護体制加算(Ⅰ)	12円							
	看護体制加算(Ⅱ)	24円							
	★機能訓練体制加算	36円							
	若年性認知症入所者受入れ加算	360円							
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	600円							
	緊急短期入所受入加算	270円							
	送迎費(1回片道)	552円							
	★介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	算定した単位数(ユニット型個室費と①と②を足した加算分)の1000分の83に相当する単位数。 ※加算が追加になる場合は単位数も変わります							
		135	165	177	195	213	231	246	
★介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	算定した単位数(ユニット型個室費と①と②を足した加算分)の1000分の27に相当する単位数。 ※加算が追加になる場合は単位数も変わります								
	45	54	57	63	69	75	81		

★印がついている加算を頂いています(令和元年10月1日現在)。 ※加算に関しましては、算定項目の内容によって変動します。

5.自己負担合計		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
(ユニット型個室)	第1段階							
	第2段階							
	第3段階							
	上記以外の方	5,210	5,621	5,774	5,999	6,242	6,470	6,692

*1日で計算。送迎費は含みません。

(料金に加算される金額:その他介護サービス加算の内訳)

サービス提供体制強化加算

- * 介護福祉士が60%以上確保されていること。

夜勤職員配置加算

- * 夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1人以上上回っていること。

看護体制加算Ⅰ

- * 常勤の看護師を1名以上配置していること

看護体制加算Ⅱ

- * ①看護職員を常勤換算方法で入所者数が25 又はその端数を増すごとに1名以上配置していること、
- * ②最低基準を1人以上上回って看護職員を配置していること、
- * ③当該施設の看護職員により、又は病院・診療所・訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間の連絡体制を確保していること。

機能訓練体制加算

- * 機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置した場合。

療養食加算

- * 医師の指示に基づく腎臓病食や糖尿食等の治療食の提供が行なった場合に加算されます。(上限3回/日)

若年性認知症入所者受入加算

- * 若年性認知症者を受け入れサービスを提供した場合。

認知症行動・心理症状緊急対応加算

- * 認知症の行動、心理症状が認められ意思が緊急にショートステイが必要だと判断し、利用開始から7日間算定。

緊急短期入所受入加算

- * 居宅サービス計画にショートステイの利用の計画が無く、介護者の疾病等やむを得ない理由により緊急にサービスを利用された場合。

送迎加算

- * 送迎を行なった場合。(片道)

※利用者負担額について

(第1段階とは)

- 1.世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方。
- 2.生活保護の方

(第2段階とは)

- 1.世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方。

(第3段階とは)

- 1.世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担第2段階に該当しない方。

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

- * 算定した単位数の1000分の83に相当する単位数

介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)

- * 算定した単位数の1000分の27に相当する単位数